県南地域で酪農業を営む申立人について、風評被害による売上減少のため に廃業を余儀なくされたとして、乳牛の売却損や廃業損害が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- (1) 別紙記載の乳牛21頭に係る売却損(以下「売却損」という。)
- (2) 酪農業の廃業に伴う損害(以下「廃業損害」という。)

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として下記のとおり金485万円の支払義務があることを認める。

- (1) 売却損 260万円
- (2) 廃業損害 225万円
- (3) 上記合計 485万円
- 第3 支払方法 (省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項(1)記載の損害項目(その遅延損害金を含む。) については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない ことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものと する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解 決センターに交付する。

平成25年8月14日

(別紙省略)

(仲介委員 古田啓昌)